

中古機材の輸入に関する注意点

ブラジルは中古品の輸入は原則禁止されており、経済省傘下の外国貿易取引部門(以下、SUEXT)の輸入の承認を得る必要がある。

SUEXTは以前にDecexと呼ばれていた部門で、開発産業貿易サービス省(MDIC)、財務省など他省庁と統合され、2019年に経済省が創設された後に発足した。。

中古の機材はSUEXTによる非自動輸入ライセンス(LPCO)の対象となり、輸入する際は船積み前に中古輸入ライセンスの取得が必要となる。

1. 中古輸入ライセンスの申請(LPCO)の為の必要情報

- a) 機器の商品情報・モデル名・タイプ・詳細説明
- b) 製造者名
- c) シリアルナンバー
- d) Net Weight
- e) 中古市場に於ける対象機材の推定価格(FOB)
- f) 製造年
- g) 整備記録(もしあれば)
- h) 新品と同等の作動条件、耐久条件がある事の申告書
- i) 新品機材との間に存在する技術的差異
- j) 対象中古機の価格(FOB)
- k) 同等機器の新品価格
- l) 同等機器の平均対応年数
- m) 対象機器の残存耐用年数
- n) 対象機器の三面図
- o) 対象機器の全体外観写真

2. 申請資料

- 1) 上記必要情報を整理した技術資料及びカタログ(ある場合)を全てポルトガル語で作成。
(artigo 44, § 1º, da Portaria Secex nº 23/2011で規定されている)
- 2) 技術資料・カタログには国内製造設備と比較する為の技術データが含まれている事。
- 3) プロフォーメインボイス
- 4) この設備導入によるブラジル経済に与える恩典(雇用の増加、輸出の増加等)

3. 国内生産の有無の判定

類似品の有無の判定は SUEXT によりサイトに 30 日間公示される、また art. 47, III, da Portaria Secex nº 23/2011 により、発令されている例外関税(以下、EX-Tarifario)と全く同一性が証明された場合は、SUEXT による 30 日間の公示期間が免除される。

ここで類似品が無いとの判定がなされた場合においてのみ SUEXT より中古輸入ライセンスが発行される。申請から許可まで最短で 1.5 カ月から 3 カ月程度の期間となる。

4. 中古輸入ライセンスが発行されたのちに設備の出荷、船積み手続きを開始する。

5. 船積み書類

- 1) 輸入ライセンスの情報とマッチする内容のインボイス
シリアルナンバーなどの記載は必須。
- 2) パッキングリスト
- 3) AWB もしくは B/L

6. その他。

既存の発行されている EX-Tarifario に設備内容が完全にマッチする際は EX-Tarifario の適応が可能となり輸入税が 0%となる。

RESOLUÇÃO Nº 66, DE 14 DE AGOSTO DE 2014 により、**例外関税と中古機材輸入という二重の恩典を享受出来なくなっていたが、PORTARIA ME Nº 309, DE 24 DE JUNHO DE 2019 により再度可能となった。**

プラットフォームコーディネーター・コラム

「中古機材の輸入に関する注意点」

(2022 年 10 月)

○作成：ジェトロ・サンパウロ事務所、中小企業海外展開現地支援サンパウロ/パラグアイ・プラットフォーム

Alameda Santos, 771 Primeiro Andar, Jardim Paulista, CEP 01419-001, São Paulo -SP, BRASIL

○執筆：プラットフォーム・コーディネーター 森田透 (TSMLC.LTDA.)

【報告書の利用についての注意・免責事項】本コラムでは、ブラジルに現地法人を持たない日本企業が非居住者在庫を活用した輸出を検討する際に一般的に把握しておくべき内容について言及したものです。ここで提供する情報は特定の状況に対するアドバイスでも、それを意図したものでもありません。個々の状況に対するアドバイスについては、業界の専門家に相談されることをお勧めします。本調査で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本調査で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切責任を負いかねますのでご了承ください。